

職員の給与改定に伴う関係条例の一部改正について

令和3年特別区人事委員会勧告等に基づき職員の給与を改定する必要が生じたため、次のとおり「職員の給与に関する条例（以下、「給与条例」という。）」、「幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下、「幼教給与条例」という。）」及び「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下、「会計年度給与条例」という。）」の一部を改正する。

1 改正内容

項目	内容	施行年月日																																					
<p>特別給 (期末・勤勉手当)</p> <p>【給与条例第21条第2項及び第3項】 【幼教給与条例第27条第2項及び第3項】 【会計年度給与条例第17条第2項】</p>	<p><b>給与条例・幼教給与条例</b></p> <p>※ 特別区人事委員会勧告のとおり実施</p> <p>①現行4.60月から4.45月に引下げ(△0.15月分) (再任用職員は現行2.40月から2.35月に引下げ(△0.05月分))</p> <p>②引下げ分については期末手当から差引き</p> <p>③令和3年度の期末手当の引下げ分については、3月期の期末手当から差引き</p> <p>《令和3年度3月期の支給月数》</p> <table border="1" data-bbox="320 1077 1334 1417"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">一般職員</th> <th colspan="3">管理職員</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3月</td> <td>支給月数</td> <td>0.10月 (0.05月)</td> <td>—</td> <td>0.10月 (0.05月)</td> <td>0.10月 (0.05月)</td> <td>—</td> <td>0.10月 (0.05月)</td> </tr> <tr> <td>引下げ月数</td> <td>△0.15 (△0.05)</td> <td>—</td> <td>△0.15 (△0.05)</td> <td>△0.15 (△0.05)</td> <td>—</td> <td>△0.15 (△0.05)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内は再任用職員の月数</p> <p><b>会計年度給与条例</b></p> <p>※ 会計年度任用職員は期末手当のみ支給対象</p> <p>①現行2.55月から2.40月に引下げ(△0.15月分)</p> <p>②令和3年度の期末手当の引下げ分については、3月期の期末手当から差引き</p> <p>《令和3年度3月期の支給月数》</p> <table border="1" data-bbox="320 1856 876 1951"> <tbody> <tr> <td>3月</td> <td>支給月数</td> <td>0.10月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>引下げ月数</td> <td>△0.15</td> </tr> </tbody> </table>			一般職員			管理職員					期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	3月	支給月数	0.10月 (0.05月)	—	0.10月 (0.05月)	0.10月 (0.05月)	—	0.10月 (0.05月)	引下げ月数	△0.15 (△0.05)	—	△0.15 (△0.05)	△0.15 (△0.05)	—	△0.15 (△0.05)	3月	支給月数	0.10月		引下げ月数	△0.15	<p>改正条例の 公布の日</p>
		一般職員			管理職員																																		
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																
3月	支給月数	0.10月 (0.05月)	—	0.10月 (0.05月)	0.10月 (0.05月)	—	0.10月 (0.05月)																																
	引下げ月数	△0.15 (△0.05)	—	△0.15 (△0.05)	△0.15 (△0.05)	—	△0.15 (△0.05)																																
3月	支給月数	0.10月																																					
	引下げ月数	△0.15																																					

項目	内容							施行年月日	
特別給 (期末・勤勉手当)  【給与条例第21条 第2項及び第3項】 【幼教給与条例第 27条第2項及び 第3項】 【会計年度給与条例 第17条第2項】	<b>給与条例・幼教給与条例</b>							令和4年 4月1日	
	《令和4年度以降の支給月数》								
			一般職員			管理職員			
			期末	勤勉	合計	期末	勤勉		合計
	6 月	支給月数	1.05月 (0.60月)	1.025月 (0.50月)	2.075月 (1.10月)	0.85月 (0.50月)	1.225月 (0.60月)		2.075月 (1.10月)
		引下げ月数	△0.075 (△0.025)	—	△0.075 (△0.025)	△0.075 (△0.025)	—		△0.075 (△0.025)
	12 月	支給月数	1.10月 (0.65月)	1.025月 (0.50月)	2.125月 (1.15月)	0.90月 (0.55月)	1.225月 (0.60月)		2.125月 (1.15月)
		引下げ月数	△0.075 (△0.025)	—	△0.075 (△0.025)	△0.075 (△0.025)	—		△0.075 (△0.025)
	3 月	支給月数	0.25月 (0.10月)	—	0.25月 (0.10月)	0.25月 (0.10月)	—		0.25月 (0.10月)
		引下げ月数	—	—	—	—	—		—
	合 計	支給月数	2.40月 (1.35月)	2.05月 (1.00月)	4.45月 (2.35月)	2.00月 (1.15月)	2.45月 (1.20月)		4.45月 (2.35月)
		引下げ月数	△0.15 (△0.05)	—	△0.15 (△0.05)	△0.15 (△0.05)	—		△0.15 (△0.05)
	※ ( ) 内は再任用職員の月数								
	<b>会計年度給与条例</b>								
	※ 会計年度任用職員は期末手当のみ支給対象								
《令和4年度以降の支給月数》									
6 月	支給月数	1.05月							
	引下げ月数	△0.075							
12 月	支給月数	1.10月							
	引下げ月数	△0.075							
3 月	支給月数	0.25月							
	引下げ月数	—							
合 計	支給月数	2.40月							
	引下げ月数	△0.15							

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正案（公布の日施行）	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>

第2条による改正案（令和4年4月1日施行）	第1条による改正後の条例案
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の85</u>、12月に支給する場合には<u>100分の90</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の92.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正案（公布の日施行）	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>

第2条による改正案（令和4年4月1日施行）	第1条による改正後の条例案
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の105</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の85</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の90</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の92.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正案（公布の日施行）	改正前
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>

第2条による改正案（令和4年4月1日施行）	第1条による改正後の条例案
<p>（会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年</p>	<p>（会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>
<p>4月1日から施行する。</p>	